

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	502	レンタサイクル事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	レンタサイクルの貸出をとおして、移動の利便性の向上を図り、また、つくば市中心市街地や筑波山麓地域、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線地域等のビジネスや地域振興に寄与すること。	つくば駅及び筑波山口で自転車の貸出業務を実施する。貸出しに当たり、申請書受理及び利用料金の徴収等を委託し、自転車の修理・点検、日別・月別利用台数調査を実施する。	つくばセンターで3, 456台、筑波山口で530台の貸出実績となった。新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前の水準には達していないものの前年度より利用数は増加した。今後も社会情勢を見極め、適正な運営を図るとともに、筑波山麓に整備している自転車拠点での運用について検討する必要がある。
2	503	広域レンタサイクル事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	広域レンタサイクルの貸出により、市域をまたいだ広範囲の移動における利便性を向上させ、観光客や地元住民が地域を周遊する動機を誘引することで交流人口の拡大と地域経済の活性化等を図る。	市長車及び副市長車の運転・管理業務を行う。	つくば霞ヶ浦りんりんロードのPRのためにつくば市各施設でサイクリングマップを設置するなどPRを行った。また、茨城県を中心に、沿線自治体等で構成されるつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会において、無料体験チケットを配布するなど、広域レンタサイクル利用の推進を図った。
3	510	渉外業務（後援名義使用承認・叙勲・表彰事務）	都市計画部都市計画課	各種都市計画を定めるにあたり、調査・審議し、都市行政の円滑な運営を図る。	つくば市の都市計画行政推進に必要となる、都市計画決定（用途地域、道路、公園、地区計画等）の案件について、調査、審議を行う。	年2回（7月、1月）都市計画審議会を開催し、諮問4件、報告3件を行った。諮問及び報告案件について審議され、都市行政の円滑な運営を図ることができた。
4	516	都市計画決定事務事業	都市計画部都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	区域区分、用途地域等の土地利用に関するものや、道路・下水道・公園などの都市施設に関するもの、土地区画整理事業などの市街地開発事業に関するもの及びまちづくりに必要な地区計画などの各種都市計画を定める。都市計画の情報をデジタルで管理し、情報提供を行う。	都市計画の決定及び変更により、望ましい土地利用への誘導を図ることができた。
5	518	屋外広告物申請許可事業	都市計画部都市計画課	市内における屋外広告物の適正誘導を図り、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危険防止を図る。	つくば市屋外広告物条例に基づく許可を行う。屋外広告物の許可制度の周知等を推進する。	つくば市屋外広告物条例の適正な運用や市ホームページ等での周知活動により、無秩序な広告物の掲出を防止し、街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全が図られた。
6	519	違反広告物除却事業	都市計画部都市計画課	違反広告物を減少させるとともに、良好な街並み景観の保全を図る。	研究学園地区内、幹線道路沿線その他違反広告物の多い特定の地域において、簡易に除却できる違反広告物の定期的な除却を行う。茨城県まちの違反広告物追放推進制度に基づき、地域のボランティア団体を推進団体に認定し、地域における違反広告物の除却を推進する。	業務委託及び市職員による定期的なパトロールを実施したことにより、市内の景観保全が図られた。

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
7	521	下水道事業会計繰出事業	都市計画部都市計画課	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図る。	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行う。	一般会計から繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図ることができた。
8	522	景観形成事業	都市計画部都市計画課	良好な景観の形成を推進する。	市民への情報提供や意識啓発、専門講習等の受講景観協定に関する指導及び認可、景観審議会の開催景観法に基づき、条例で定める一定規模を超える建築行為等について計画内容を届出させ、審査する。幹線道路の沿道において、一定規模を超える建築行為について計画内容を提出させ、協議を行う。一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置について計画内容を届出させ、適正な設置、管理を誘導する。	景観審議会での審議や届出対象行為を景観形成基準に基づき規制誘導することにより、良好な景観の維持・形成を図った。一定規模以上の発電設備の設置について、ガイドライン及び要綱に基づき誘導することにより、適正な設置・管理を図った。
9	526	地域まちづくり支援事業	都市計画部都市計画課	市民等による自発的な地域まちづくり活動の状況に応じた支援を行い、「協働による地域まちづくり」を推進し、魅力的な地域社会の構築を図る。	規則に基づき、市民等が地域で行うまちづくりについて、その活動状況を初期段階から4段階に分類し、それぞれの段階に応じた支援を行う。支援方策としては、市民向けの講座の開催や、登録グループ等へのまちづくり専門家の派遣、活動資金の助成等を行う。	まちづくりアドバイザーの派遣によりまちづくりグループ及び推進団体の活動への助言を行うことができた。上記団体を対象とした交流会を開催し、団体間の情報交換、交流、事例紹介を行うことができた。推進団体の作成したまちづくり構想を市ホームページに掲載し、まちづくり活動の周知を行うことができた。市民向け講座の開催により、参加者の都市計画への理解を深めることができた。
10	527	つくばエクスプレス沿線コミュニティ補助事業	都市計画部都市計画課	つくばエクスプレス沿線開発区域及びその周辺集落の良好な地域社会と新たなコミュニティ形成のほか、賑わいの創出を図る。	・まちづくり協議会においては、視察研修や各種勉強会を実施することにより、住みよいまちづくりに向けた知識の習得、清掃や防犯活動を通じた安心安全な住環境の創出を図る取組みなどの支援を行う。 ・各駅前イルミネーション実行委員会においては、イルミネーションの装飾や点灯式開催にあたり必要な支援を行う。	・まちづくり協議会では、交付した補助金を活用し、有識者を招いて市民主体のまちづくりをテーマにした講演会を実施した。 ・イルミネーション実行委員会では、各実行委員会でイルミネーションの装飾を行い、駅前の賑わいを創出するとともに、駅周辺の住民同士が交流する機会を提供した。
11	528	つくばエクスプレス沿線まちづくり事業	都市計画部都市計画課	土地区画整理事業者（茨城県）と調整を行い、土地区画整理事業の円滑な進捗を図る。	毎年度茨城県とつくば市とで費用負担協定書を締結し、負担金の支払いを行う。なお、茨城県は国の補助金と市からの負担金を合わせ土地区画整理事業を施行する。	都市計画道路（市道）の整備に要する経費の一部を負担しており、土地区画整理事業の進捗につながっている。
12	529	景観緑地のあるまちづくり推進事業	都市計画部都市計画課	住宅地と一体となった良好な景観を形成し、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に資する。	・土地所有者は管理組織を結成し、市が承認した整備・管理計画書に基づき緑地を整備・管理する。 ・市は、計画書に基づいて整備された緑地の所有者と地上権設定契約を締結し、景観緑地を設置する。 ・管理組織は、市からの地代をもとに景観緑地の管理を行う。 ・緑地の所有者が変更になった場合には、新たな所有者と地上権継承契約を締結する。	・さくらの森で6区画、流星台で1区画と地上権設定契約内容の承継に関する契約を締結した。 ・春風台の景観緑地にかかる訴訟について、弁護士や市法務課と準備書面作成等の対応を行った。 ・地代の支払い手続きの改善に向けて、各管理組合と打ち合わせを行い、次年度から管理組合による一括請求を順次導入する予定。

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
13	530	公有地利活用推進事業	都市計画部公有地利活用推進課	未利用の公有地について、地域特性に配慮して、公的利活用、地域利活用及び民間利活用の方策を検討する。	公的利活用について、庁内で検討及び調整地域利活用について、地域の意向の把握及び利活用に向けた地域との調整未利用地の公的利活用、地域利活用ができない場合は、民間での利活用の可否を調査検討及び調整利活用方策について、地元説明会の開催や施設ごとの公有地利活用方策検討会を開催	・高エネ研南側未利用地は敷地を一体的に整備できる事業者を公募型プロポーザルで選定した。当該選定事業者とつくば市土地開発公社との間で令和4年8月30日に売買契約を締結し、土地が売却された。 ・学校跡地は筑波小学校をインターナショナルスクール、作岡小を蒸留所とする利活用方策を決定した。 ・荖崎庁舎は食料品等を取り扱う店舗事業者として大和ハウス工業株式会社茨城支社と契約を締結した。
14	534	魅力ある研究学園都市地域の推進事業	都市計画部学園地区市街地振興課	緑豊かなゆとりある都市環境を継承しつつ、社会情勢の変化等への対応やつくばならではの自然と科学技術が融合した都市環境の形成を図り、つくばならではの街並みや体験を創出する。	研究学園都市地域内で土地利用転換が見込まれる国家公務員宿舎跡地等については、地区計画や無電柱化条例等を活用し、緑豊かな市街地を創出するまちづくりを推進する。また、つくばセンター広場の維持管理、つくばセンタービル公共施設改修のほか、つくばの顔となるつくば駅周辺については、パブリックスペース活用や科学技術を取り入れた取組、エリアマネジメントの推進により、つくばらしさが感じられる場を創出し、都市の魅力を高めていく。	国家公務員宿舎跡地については、市民説明会・意見募集を経て、基本的な活用のあり方を策定するとともに、都市計画の変更等を実施した。つくばセンタービルについては、公共施設改修の実施設計を完了させ、工事に着手した（令和6年度までの継続事業）。また、同ビル内に、エリアマネジメント団体により「働く人を支援する場：c o o r e n」がオープンした。ソトカフェ等によりパブリックスペースを活用した。
15	535	地域振興推進事業（旧：地域拠点活力共創マネジメント事業）	都市計画部周辺市街地振興課	各市街地で組成してきた周辺市街地活性化協議会の自走化と地域経済の活性化に取り組みやすい環境の醸成を目的とする。	・各周辺市街地活性化協議会が自ら資金等を獲得し、自走化していくための運営・組織強化を支援する。 ・地域活性化に関するコンテスト等の開催、実証支援により、まちづくりに多様な人材が参画しやすい環境を醸成する。 ・地域の空き店舗等を活用したチャレンジショップを運営することで地域の賑わい創出を図るとともに、地域経済の活性化に取り組みやすい環境を醸成する。	ネットワーク会議の開催により、組織・人材ネットワークづくりの秘訣や、課題と課題に対する解決策等の共有が行われ、自走化に向けた運営・組織強化の支援を行えた。アイディアソンの開催により、市内外からの人材による各地域活性化協議会と協力した地域づくり活動への参画を促した。
16	536	周辺市街地活性化補助金（旧：周辺市街地活性化チャレンジ補助金）	都市計画部周辺市街地振興課	地域主体の地域活性化に関する取組を支援する。	周辺市街地活性化協議会（8周辺市街地毎に1団体を認定）へ上限50万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。周辺地域のうち、面積の9割以上が市街地調整区域で、H23とR3を比較し人口増減がないまたは減少している大字等における地域づくり活動へ上限15万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。	各周辺市街地活性化協議会で地域住民が主体となった活性化の取組を支援できた。また、補助率が1/2である部分を作ることで、各協議会自身で活動資金を獲得するための意識づけを行った。市街地調整区域での地域活性化への取組を支援する仕組みづくり、周知を行った。
17	559	つくば市建築審査会事業	都市計画部建築指導課	建築基準法に基づく同意、審査請求及び市長からの諮問等があった場合に審査会を開催する。	特定行政庁の諮問機関であり、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する審査、裁決を行う。	適正かつ円滑な建築審査会の運営を図ることができ、建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に的確に応えることができた。
18	560	つくば市ラブホテル等建築審議会に関する事務	都市計画部建築指導課	市民の健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成を図る。	「つくば市ラブホテルの建築等規制条例」では、ラブホテル建築禁止区域を定め、ホテル等の用に供する建築物の建築等をしようとするときは、申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。この条例の施行に関する重要事項を調査審議するため、つくば市ホテル等建築審議会を置く。	ラブホテルの建築等を制限し、健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成が保たれた。

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
19	561	つくば市耐震改修促進計画に基づく事業	都市計画部建築指導課	市民自らが地震に対する意識を高め建築物等の耐震化に取り組むとともに、市が所有する公共建築物の耐震化を推進する。	木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修費補助事業、民間の住宅及び特定建築物の所有者に対して耐震化への啓発活動、危険ブロック塀の撤去補助事業、市有建築物の耐震化の向上を目指す。	木造住宅耐震診断士派遣事業に10件の申し込みがあり、耐震診断士を派遣。木造住宅耐震改修費補助事業に1件の申し込みがあり、耐震改修が完了。危険ブロック塀の撤去補助事業に7件の申し込みがあり、危険ブロックの撤去が完了。民間の住宅及び特定建築物の耐震化について啓発活動を実施。
20	562	開発審査会事務	都市計画部開発指導課	無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公正かつ適正な制度運用を図る。	都市計画法第78条第1項の規定に基づき設置した付属機関であり、開発許可等の処分について、開発審査会を開催し審査を行う。	市街化調整区域において無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公平かつ適正な制度の運用が図られた。
21	564	開発許可等事務	都市計画部開発指導課	良好な自然的環境の保全、快適な居住環境の創出及び優れた都市環境の整備に資する。	都市計画法の許可基準及び技術基準を踏まえた審査、開発行為に関する条例及び開発許可等の手続きに基づき許可、指導を行う。市民の防災意識を高めるため、引続き大規模盛土造成地マップのホームページ公開等を行う。	都市計画法を遵守させた結果、違反建築物、無秩序な開発を防止した。課内での情報提供や専門的知識の習得が図られ、窓口対応等をスムーズに行うことができた。
22	567	自転車のまちづくり推進事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	クルマから自転車への転換を推進する。	環境に優しく、健康増進にもつながる自転車を市内の重要な交通手段の一つとして位置づけ、つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、自転車の安全で適正な利用を促しつつ、市内の自転車利用の向上を図るため、安全教育や走行環境の整備、自転車通勤の推進などの各種取組を行う。	（仮称）つくば市自転車活用推進計画の策定を目的とし、自転車のまちづくり推進委員会を開催し、策定に向けて自転車による市内の試走を実施した。自転車競技チーム「弱虫ペダルサイクリングチーム」と令和3年度に締結した連携協定に基づき、自転車利用促進イベントを開催し、約2,000人の動員を実現した。
23	568	コミュニティバス「つくバス」運行事業	都市計画部総合交通政策課	市内公共交通網の幹線として、路線バスを補充し、市内各地の核となる拠点と鉄道駅を結ぶ、都市内交通としての役割を担う。	10路線において、一日317便、年間365日コミュニティバスを運行する。つくバス運行に伴う諸問題を解消するとともに、利用促進に向けた取組みを行い、利用者増を図る。	通学利用している生徒がいる小学校に時刻設定を確認し、つくば市公共交通活性化協議会にて協議し、時刻表の改正を実施。バス待ち環境の改善策として、広告付きバス停上屋事業に関する協定に基づき、14基広告付きバス停上屋を設置。デジタルサイネージ広告事業に関する協定に基づき、広告収入の歳入増。令和4年度の利用者は981,786人であり、前年度比で243,668人増加している。
24	569	デマンド型交通「つくタク」運行事業	都市計画部総合交通政策課	バスへの接続及び交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支える交通手段の確保。	市内公共交通網の支線として幹線である路線バス等を補充する。5地区（筑波、大穂・豊里、桜、谷田部、葺崎）において、平日（年末年始を除く）9時～16時台にデマンド型交通を運行し、利便性を向上させ、利用者増を図る。	利用者数は令和4年度は48,789人となっており、前年度比4,409人増加となっている。出産支援運賃割引制度は、登録者数1,003人、利用回数2,327人となっており、新たな利用者層の獲得につながっている。また、10月から支払い方法に現金払いを追加した。

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
25	570	地域公共交通計画進行管理業務（旧：地域公共交通網形成計画進行管理業務）	都市計画部総合交通政策課	利便性が高く、持続可能な公共交通網の実現を図るため、策定した「つくば地域公共交通計画」の進捗管理を行う。	つくば地域公共交通計画に掲げられた基本理念「様々なデータや新技術で、人と人、まちとまちが“つながり”、未来へと“つながる”地域公共交通を目指して」と4つの基本方針に基づき14の指標を設定した。この指標の評価点検を実施し、国土交通省への報告を行う。なお、本計画の施策については、つくば市公共交通活性化協議会における審議案件となる。	つくば地域公共交通計画に定めた14の指標のうち2項目（MM実施対象者数、広域連携バス路線数）を達成（14.3%）。施策の1つである「デマンド型交通の効率性や利便性向上に向けた抜本的見直し」について、分析及び検討を行い、つくば市の制度改正案に係る短期・中長期案を示した。
26	571	つくばエクスプレス利便性向上事業	都市計画部総合交通政策課	つくばエクスプレス利用者の利便性を向上させる。	沿線区市と連携し、要望活動や勉強会等を行い、利便性を向上させることにより、利用者増を図る。	・市が参画するつくばエクスプレス沿線7市区首長懇談会から首都圏新都市鉄道株式会社に対して「東駅延伸等に係る要望書」及び「東京駅延伸及び都心部・臨海地域地下鉄新線との接続に係る要望書」を提出 ・市が参画する茨城県つくばエクスプレス三市推進協議会から茨城県と首都圏新都市鉄道株式会社に対して「つくばエクスプレス東京駅延伸と利便性向上に係る要望書」を提出
27	984	建築基準法等による許可、認定、指定等に関する事務	都市計画部建築指導課	地域の実情にあった、安全で安心して暮らすことができる住環境の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく許可、認定、指定及び認可申請の審査 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請の審査 ・建築基準条例に基づく認定申請の審査 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可又は認定申請の審査 ・敷地制限条例に基づく認定及び許可申請の審査 	特例許可を行うことにより地域の実情に合った土地の有効利用を図ることができた。長寿命化で省エネ性能の高い建築物のストックができた。
28	1004	建築物等の防災・安全対策に関する事務	都市計画部建築指導課	災害時における人の避難の安全を確保するとともに、人命にかかわる二次災害を防止する。	<p>不特定多数の人が利用する特殊建築物、特殊建築物の防火設備及び昇降機を所有管理する者は専門技術者に調査させ、結果を市に報告する。</p> <p>特殊建築物の立ち入り調査を消防部局と連携して実施し、防火避難規定の適合性を確認する。</p> <p>地震等により、被災した市町村に設置される災害対策本部からの要請があれば、現地に向き、建築物等の倒壊などによる危険性を判断し、所有者及び通行人等に状況を周知する。</p>	特殊建築物報告件数132件、防火設備報告件数196件、昇降機等報告件数1,841件特殊建築物の立ち入り調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から9月は未実施、令和5年3月実施
29	1005	建築基準法による建築確認の審査及び指導等に関する事務	都市計画部建築指導課	安全で安心なまちづくりの実現及び建築物の質の向上を図るとともに、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。	<p>建築基準法及び都市計画法における違反建築等を防止するための建築パトロールを実施し、確認表示板の掲示や適正な工事監理の必要性などの啓発活動を行う建築基準法に基づく確認申請及び計画通知の審査都市計画法に基づく地区計画の届出受理建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出受理</p>	建築基準による申請・届出の審査を行い、法令を遵守した適法な建築計画へ誘導することによって安全で安心なまちづくりを進めることができた。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止によりパトロール回数を3回とした。違反建築物調査パトロールの継続的な実施により、違反行為に対する一定の抑止効果があった。
30	1007	建築確認支援システムに関する事務	都市計画部建築指導課	建築確認等の情報を瞬時に把握し、必要な情報を提供することにより、安全で安心なまちづくりの実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市内において受理した建築工事届について、建築着工統計調査を毎月行い、茨城県を経て国へ報告する。 ・つくば市内の建築確認の処分を行った物件及び新たに建築基準法上の道として判定した道路について、電子データ化を行い、窓口やGISマップ上でそれらの情報提供、建築計画概要書等の写し交付及び台帳記載事項証明書交付等を行う。 	建築確認に関する情報及び市内全域の建築基準法上における道の判断状況を電子データで管理することにより、建築時において必要な情報を瞬時に把握し市民へ情報提供をすることができた。建築着工統計を報告することにより、建設総統計、国民経済計算等に活用された。

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
31	1011	市街地振興事業	都市計画部都市計画課	国土利用計画法及び都市再生特別措置法等に基づき、適正かつ合理的な土地利用の推進や、計画的な公共施設の改修等を行うことで、地域の拠点となるにぎわいのあるまちづくりを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法に基づく土地取引の届出受理、及び土地の利用目的方法の審査。 ・都市再生特別措置法に基づく各種事務の執行、及び都市再生整備計画のマネジメントと適正な国費の執行、関係部署との連絡調整。 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事前届出等の受理及び買取希望の照会。 ・低未利用土地等の譲渡に係る低未利用土地等確認書の交付。 	国土利用計画法に基づく届出を通じて、適正な土地利用の動向を把握することができた。都市再生整備計画推進のため関係各課と連携し、事業の進捗管理や計画の変更等を適切に実施できた。公拡法に基づく事前届出を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進できた。租税特別措置法に基づき、低額の低未利用土地の譲渡を促進することで、土地の有効活用が図られた。
32	1012	安全安心な居住環境等の充実を図るための補助金交付事業	都市計画部建築指導課	狭隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成及びがけ地に近接した住宅の移転による安全性の確保し、安心安全な居住環境等の充実を図る。	建築基準法第42条第2項道路に接する敷地において、道路中心線から2m後退した敷地の部分内にある門塀等を撤去する者に対して、補助金の交付を行う。災害危険区域内にある既存不適格住宅の移転を行う者に対して、補助金の交付を行う。	後退敷地内の門塀等の撤去費用の助成を行い、4m未満の道路を解消することにより、交通安全、防災機能等の改善が図られた。
33	1015	支線型交通運行事業（旧：支線型バス実証実験事業）	都市計画部総合交通政策課	令和元年度からの3年間の実証実験の結果を踏まえ、コースの廃止及び見直しを行い、地域の移動を担う支線交通として本格運行を行う。（R04年度から）	筑波地区で3年間行った実証実験の結果を踏まえ、筑波山神社方面のコースを一部見直した上で令和4年10月から本格運行を行う。本格運行に際して、車両を実証実験期間中の10人乗ワゴン車1台から、2台体制に増強し、1日16便の、定時定路線運行を行う。運行時間は、概ね8時～18時、土日祝日も運行することにより、つくたくと差別化を行い、地域に根付く公共交通として利用者増を図る。	令和4年度の利用者数は2,469人。1便当たりの利用者数は0.88人。補助対象便に限ると0.68人/便。
34	1016	路線バス実証実験事業	都市計画部総合交通政策課	事業者が収益の見込みがあるか検討している路線について、市が、実証実験事業として、事業が軌道に乗るまでの一時金及び運用費を負担し、路線バスの移動需要について調査・検討を行う（R04年度から）。	関鉄パールバス石下・土浦線経路変更：関鉄パールバス石下・土浦線について、「西平塚」経由を「学園の森」経由に変更することで、学園の森2丁目・3丁目地区住民のつくばセンター方面への移動手段を確保する。関東鉄道松代南循環新設：宅地造成が進む「松代五丁目」を対象とした新規路線を運行することで、松代五丁目やバス空白地域の移動手段を確保する。以上により、利用者数等を把握する。	石下・土浦線経路変更の実証実験では、1日当たりの平均利用者人数4,8人で目標値の4,0人を上回った。松代南循環では、10月～12月までの利用者数は14,212人で、1便当たりの平均利用者数は3.4人であり、損益分岐点となる利用者数14人を下回っている。
35	1042	学校跡地地域運営拠点事業	都市計画部周辺市街地振興課	学校跡地を核とした地域コミュニティの醸成及び小田地域への来訪者の市街地内への呼び込み・周遊促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ拠点の管理・運営方法の検討支援 ・利用者獲得支援 ・地域コンテンツ・メニューの検討・実施支援 ・地域の情報発信支援 	新型コロナウイルスの影響により、イベントの数は昨年から減少したが、成果として5つの交流イベント等が実施され、地域コミュニティの醸成が進んだ。
36	1043	MaaS等の活用検討	都市計画部総合交通政策課	公共交通の利用促進を図るため、多彩な交通手段を予約から決済まで可能なMaaS等の活用を検討する。	民間企業が構築を進めているMaaSのプラットフォームを研究し、連携を検討する。また、既存の経路検索サイトへつくバス時刻等のオープンデータを積極的に提供する。	つくスマアプリ上に、つくバス、つくタク、つくばね号及び路線バスの市内停留所位置情報を公開した。Google社と契約を締結し、新たにGoogleマップ上で、つくバス及びつくばね号の経路検索を可能にした。国土交通データプラットフォームへのデータ登録を目指し、GTFSDデータリポジトリサイトに、つくバス及びつくばね号のGTFSDデータを公開した。

令和4年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
37	1044	シェアサイクル	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	移動手段としての自転車の利用促進及び移動の利便性向上のため、来訪者や在住者・在勤者の短距離移動手段としたサイクルシェアリングを実施する。	シェアサイクル実証実験委託事業の受託者を選定の上、利用料金・ステーション設置場所・システム等準備をおこない、実証実験事業を開始する。事業開始後は、利用データの分析や、利用者の意見等を踏まえ、利便性向上を目指したステーションの移動等の改善を適宜実施する。	昨年度に引き続き、シェアサイクル事業実証実験を実施した。目標値としていた1日当たりの利用回数は平均で50回以上、多い月では70回に迫る月もあり、想定を大幅に超える利用を実現した。また、利用者の増加に伴い、サイクルステーション2か所新設、1か所移設、1か所でのラック増設、自転車6台の追加設置を行った。
38	1060	筑波東中跡地へのサイクリング拠点整備事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	旧筑波東中跡地へサイクリング拠点を整備することで、市内外のサイクリストを誘客し地域振興を実現すると共に、市民の自転車利用の機運醸成を図ることで、車から自転車への転換を推進する。	ナショナルサイクルルートに指定されているつくば霞ヶ浦りんりんロードや、ヒルクライムを楽しむサイクリストで賑わう筑波山不動峠からほど近い旧筑波東中へサイクリング（自転車）拠点を整備することで、つくば市内を通過するのみであったサイクリストに滞留してもらい地域振興を実現する。また、サイクリストの増加により、市民の自転車に対する親和度が高くなることで、市民の自転車利用を後押しすることができる。更には、保有資産（廃校）の有効活用にも資する。	令和4年7月に拠点整備工事、10月にBMXコース整備工事に着工し、令和5年3月に完成した。また、運営体制の整備にも取りかかり、令和5年度秋口の開所を目指して事務を進めた。
39	1090	地域開発振興事業	都市計画部地域開発振興室	開発需要の高まりに応じた適正な土地利用方策を行うことにより、市内工業団地における産業用地不足の解消を図る。	関係部局と連携し、必要に応じた土地利用方策を検討する。	市内企業ヒアリングを産業振興課と連携して実施し、具体的な企業要望を把握した。市街化調整区域における開発行為の新たな立地基準案を作成し、開発指導課等の庁内関係各課と協議を行い、基準化を実現した。